

## 栃木市職業生活における女性活躍推進計画

## 栃木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 <br> 【2018 年度（平成 30 年度）～2022 年度】

## 誰もが生き生きと暮らし，

## 豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して

## 新しい計画が できたよ！

とちぎ市男女共同参画プラン策定の趣旨

社会情勢か変化する中，男女共同参画を取り巻く課題も多様化し，男性の子育てや介護，地域活動への参加，女性の職場へのさらなる進出など，男女がともに参画することができる環境を構筑することが求め られています。また，配偶者等からの暴力など，人権を侵害する問題も生じている状況もうかがえます。

これらを踏まえ，新たな課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにして，男女共同参画社会形成 への施策を継続的に推進するため，「とちぎ市男女共同参画プラン（第2期計画）」を策定しました。
なお，本計画は「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」「「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」を一体的に策定しました。

市民が男女共同参画や人権について正しく理解し，家庭や地域，学校，瞕場等に残る「固定的な性別役割分担意識＊1」を解消するとともに，一人 ひとりがお互いの人権を尊重しあえる意識づくりを推進します。

## 施策の方向

（1）男女共同参画意識の酿成と慣行の見直し
（2）男女共同参画の視点に立った教育•学習の充実

## ○具体的な事業

- 男女共同参画のつどいの開催
- 出前講座の開催
- 人権教育の充実

－＊ 1 固定的性別役割分担意識
「男は仕事，女は家庭」という考え方に代表されるように，個人の国性や能力等に よって役割の分担を決めることか適切であるにもかかわら本，男性，女性という性別を理由として，役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。


## 市民意識調査では

「男は仕事，女は家庭にいるのがよい」と考える人は どれくらいいるのかな？


出典：「杤木市男女共同参画に関する意裁調查」

## 基本 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり <br> 目標2（ワーク・ライフ・バランスの推進）

男女共同参画社会を実現するために，政策や方針決定過程に男女が対等な立場でともに参画し，多様な視点が反映される場づくりを推進します。 また，男女が家事•育児•介護等について助け合いながら，ともに仕事 と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス＊2）を図りつつ，あらゆる分野 において活躍できるよう支援します。
特に，男性の家庭や地域への参画を可能とするための環境づくりや子育 て支援を推進し，動く女性のさらなる活躍推進を図ります。

## 施策の方向

（1）地域•社会における男女共同参画の促進
（2）働く場における男女共同参画と仕事と生活の調和の促進【栃木市職業生活における女性活躍推進計画】
（3）家庭における男女共同参画の促進

## 具体的な事業

- 審議会等への女性委員の登用の促進
- 市民活動等への参画の促進
- 男性の家事•育児•介護等への参画の促進


> *2 ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き，仕事上の責任を果たすととも に，家庭や地域生活などにおいても，子育て期，中高年期といった人生の各段皆に応じて多様な生き方が選択•実現できる状態のことをいいます。

杤木市職業生活における女性活躍推進計画
女性の登用を促進し，女性の個性と能力が十分発揮できるよう，就業相談体制の充実や仕事と家庭の両立支援，職業教育の充実を図りま す。

## 具体的な事業

- 働く女性を応援する講座等の開催
- 女性の就業•再就職，起業に関する支援
- 子育て応援企業等の紹介及び取組の促進



## 基本 <br> 目徱3

安心して暮らすことがてきる社会づくり

多様な性のあり方を認め合う意識環境の整備や，お互いの性を理解し，生涯にわたる一人ひとりに応じた健康づくりに取り組みます。
また，暴力（ $D V^{* 3}$ ）は，重大な人権侵害であるという認識に立ち，暴力の発生を防ぐ環境づくりに取り組みます。
さらに，年齢，障がいの有無などにかかわらず，男女一人ひとりの人権 が尊重され，誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会を目指し，生活環境の向上や自立支援に取り組みます。

## 揓策の方问

（1）男女の生涯にわたる健康の支援
（2）配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護
［板木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画】 （3）誰もが安心して暮らせる環境の整備

## －具体的な事業

- 各種検診及び建康相談の実施
- ひとり親家庭に対する支援
- 地域見守り事業

＊3 DV（ドメスティックバイオレンス）
配偶者や交際相手等からの暴力のこと。暴力の被害者は多くの場合女性で，女性の人権を著しく侵害する社会的問題となっています。身体的な暴力だけではなく，大声 で怒鳿るなどの精神的暴力，性的暴力なども含まれます。


## 杤木市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

配偶者等からの暴力の発生を防ぐための啓発活動を推進します。同時 に，被害者が自信と尊厳を取り戻せるように，配偶者暴力相談支援センタ一を設置し，被害者への救滴や自立に向けた支援を強化します。

## －具体的な事業

- 配禺者暴力相談支援センターの設置
- 被害者等の安全確保
- 継偻的な自立支援


## 家庭や地域では

『 「女だから，男だから」という固定的な性別役割分担意識を見直しましょう。
『 地域活動や方針決定の場に積極的に参画しましょう。
『 家族全体で家事•育児•介護を分担し，協力し合いましょう。
『 DVは許されない行為であることを認識し，「DVかな？」 と思ったら，ひとりで悩まずに相談機関に相談しましょう。


『 子育て中の男女や高齢者などが安心して生活できるよう，地域の中で助け合いましょう。

## 働く場では

『 個人の価値観やライフスタイルを互いに理解し，個性と能力が発揮できるようにしましょう。
『 性別によらない均等な機会と待遇が確保され，女性が活躍 できるようにしましょう。
『 地域生活への参画や余暇の充実が図れる，職業生活と家庭
生活が両立できる職場にしましょう。

## 教育の場では

『 子どもたちがお互いの良さを認め合い，協力できるようにし ましょう。
『 男女共同参画社会の担い手としての能力や資質を身につけ られるようにしましょう。


市は，市民や事業者等の理解と協力のもと，一体となって施策や事業を推進します。

とちぎ市男女共同参画プラン（第 2 期計画）【概要版】 2018 年（平成 30 年） 3 月発行•編集：栃木市 生活環境部 人権•男女共同参画課

TEL：0282－21－2162 FAX：0282－21－2692
URL：http：／／www．city．tochigi．Ig．jp／

栃木市の男女共同参画の事業や取組の詳しい内容はWEB をチェック！

栃木市 男女共同参画 検索

